

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【通所介護】【地域密着型通所介護】【介護予防通所介護相当サービス】

この要件は令和6年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 事業所規模による区分【通所介護】

区 分	基 準
通常規模型事業所	イ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準 (1) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数(一体的に事業を実施している第一号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。)が 750人以内 の指定通所介護事業所であること。 (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下、「指定居宅サービス等基準」という。)第93条に定める看護職員又は介護職員(共生型通所介護の事業を行う指定通所介護事業所にあつては、指定居宅サービス等基準第105条の2第一号に定める従事者)の員数を置いていること。
大規模型事業所(Ⅰ)	ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準 (1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が 900人以内 の指定通所介護事業所であること。 (2) イ(2)に該当するものであること。
大規模型事業所(Ⅱ)	ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準 (1) イ(1)及びロ(1)に該当しない指定通所介護事業所であること。 (2) イ(2)に該当するものであること。

解釈通知

(4) 事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第5号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が第一号通所事業(指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該第一号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が第一号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該第一号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた第一号通所事業の利用者の計算に当たっては、第一号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、第一号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。また、1月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であつて、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延人員数とする。

※定員を概ね25%以上変更する場合は、規模の変更の届出が必要となる場合がありますので注意してください。規模の変更が必要な場合は、必要書類の他に「通所介護の算定区分確認表」を添付して届出てください。

2 提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
高齢者虐待防止措置実施の有無	① 改善計画書(減算型の場合のみ)
業務継続計画策定の有無	※共通必要書類のみ
時間延長サービス体制 【通所介護】【地域密着型通所介護】	※共通必要書類のみ ※合わせて時間延長サービス体制に係る内容を運営規程に追加するための変更届が必要です。
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【通所介護】【地域密着型通所介護】	※(Ⅰ)⇒(Ⅱ)の場合は共通必要書類のみ ※合わせて入浴介助サービスに係る内容を運営規程に追加すること、入浴設備の増築に係る設備及び専用区画の変更届が必要です。
中重度者ケア体制加算 【通所介護】【地域密着型通所介護】	① 中重度者ケア体制加算に係る届出書(別紙 22) ② 利用者の割合に関する計算書(別紙 22-2) ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ④ 資格証等の写し(看護職員未提出分)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 外部のリハビリテーション事業所等と連携していることが確認できる契約書等の写し
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ(Ⅰ)ロ 【通所介護】【地域密着型通所介護】	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ② 資格証等の写し(機能訓練指導員未提出分)
ADL維持等加算[申出]の有無 【通所介護】【地域密着型通所介護】	※共通必要書類のみ(※LIFE への登録が必要)
認知症加算 【通所介護】【地域密着型通所介護】	① 認知症加算に係る届出書(別紙 23) ② 利用者の割合に関する計算書(別紙 23-2) ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ④ 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護実践者研修のうちいずれかの修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類
若年性認知症利用者受入加算	※共通必要書類のみ
生活機能向上グループ活動加算 【介護予防通所介護相当サービス】	※共通必要書類のみ
栄養アセスメント・栄養改善体制	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ② 資格証等の写し(管理栄養士未提出分) ③ 外部との連携により管理栄養士を配置する場合は、連携していることが確認できる契約書等の写し ※栄養アセスメント加算を算定する場合は LIFE への登録が必要
口腔機能向上加算	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ② 資格者証の写し(言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員未提出分) ※(Ⅱ)を算定する場合は LIFE への登録が必要
一体的サービス提供加算 【介護予防通所介護相当サービス】	※共通必要書類のみ ※栄養改善加算及び口腔機能向上加算を届出の上、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスの実施が必要
科学的介護推進体制加算	※共通必要書類のみ(※LIFE への登録が必要)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-3、14-7) ② 有資格者等の割合の参考計算書(別紙 7-2)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	① 介護職員等処遇改善計画書(別紙様式 2) ② 変更に係る届出書(別紙様式 4) (※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)
LIFE への登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)

3 事業所にて作成及び保管が必要な書類(指定権者からの求めがあった場合に提出)

加算等の種別	必要書類
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 研修の実施計画又は実施記録
認知症加算	① 従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議の定期的な開催記録
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

4 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)
松原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱(平成29年4月施行) 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発第3号)